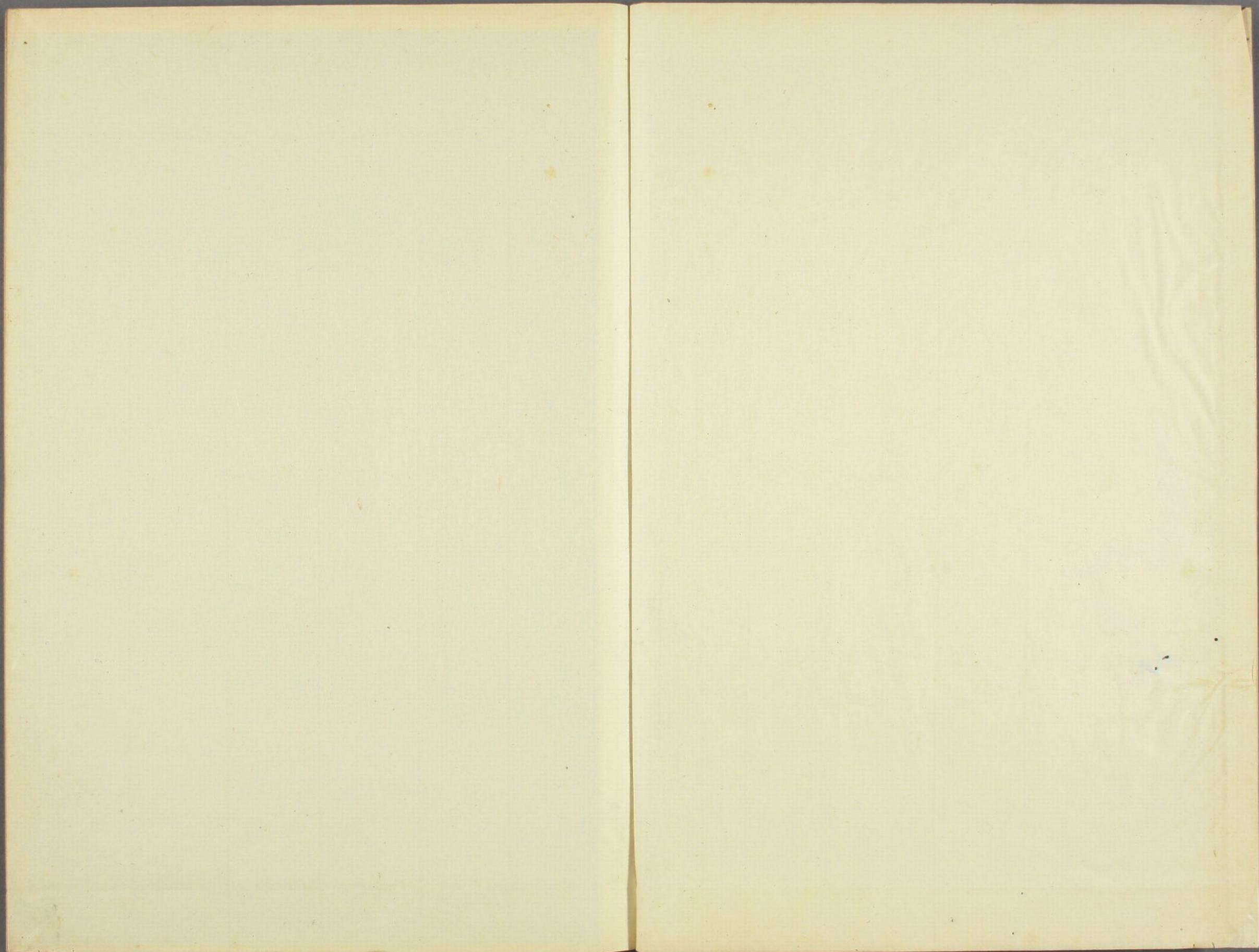


神都名勝誌

卷一上





神  
者  
名  
勝  
誌

神  
宮  
司  
廳  
藏  
版

五  
曜  
文  
庫

神



風

明治廿八年五月

神宮祭主勲一等邦憲



神都名勝誌敘

明治乙未歲三月神都名勝誌刻成  
清余序余受而讀之伴勢之名勝  
志也蓋伴勢之為地

大廟之所在前臨海後負山河水溶  
城堙相望而神社佛閣點綴乎其間  
此書具載焉瞭乎如目覩昔者之寇  
侵邊陲執權北條時宗邀擊之會  
風雨大起敵艦悉覆沒先是朝廷禱  
於

大廟至是有是事故世或云是伊勢  
神風之所致也而神風之起蓋不無因  
焉凡國于環球者自古異姓相代革命  
無常故愛國與忠君人人或異其心獨  
我邦

皇統一系與天壤無窮是以忠君愛國  
之心萬姓一揆上下藹然如春和然則世  
之所謂伊勢神風者之惡知非斯民之忠  
誠感孚神明之所致乎近日皇師討清  
國之罪于海于陸戰必勝攻必取威武

之盛振古所未曾有也於是乎余二將  
曰弘安之役則賴神威以掃蕩外寇征清  
之舉則由民心以靡服敵國而今也此篇  
方成之非偶然也苟為我臣民者讀此書  
遊神都望乎山之高大不動思所以擁  
護國家俯乎水之深淵不濁思所以潔  
名節觀城墟之相望則考古英雄忠勇  
義烈之臨仰  
大廟之巍然則思我國體之所以卓越乎  
萬邦於是乎伊勢之神風颯然振起于

其心而充溢乎其國充溢乎其國而震  
蕩乎海外萬國矣然則此篇之功豈獨  
知伴勢名勝而已哉是為序

松岡康毅謹撰



日向良俊謹書



神都名勝志

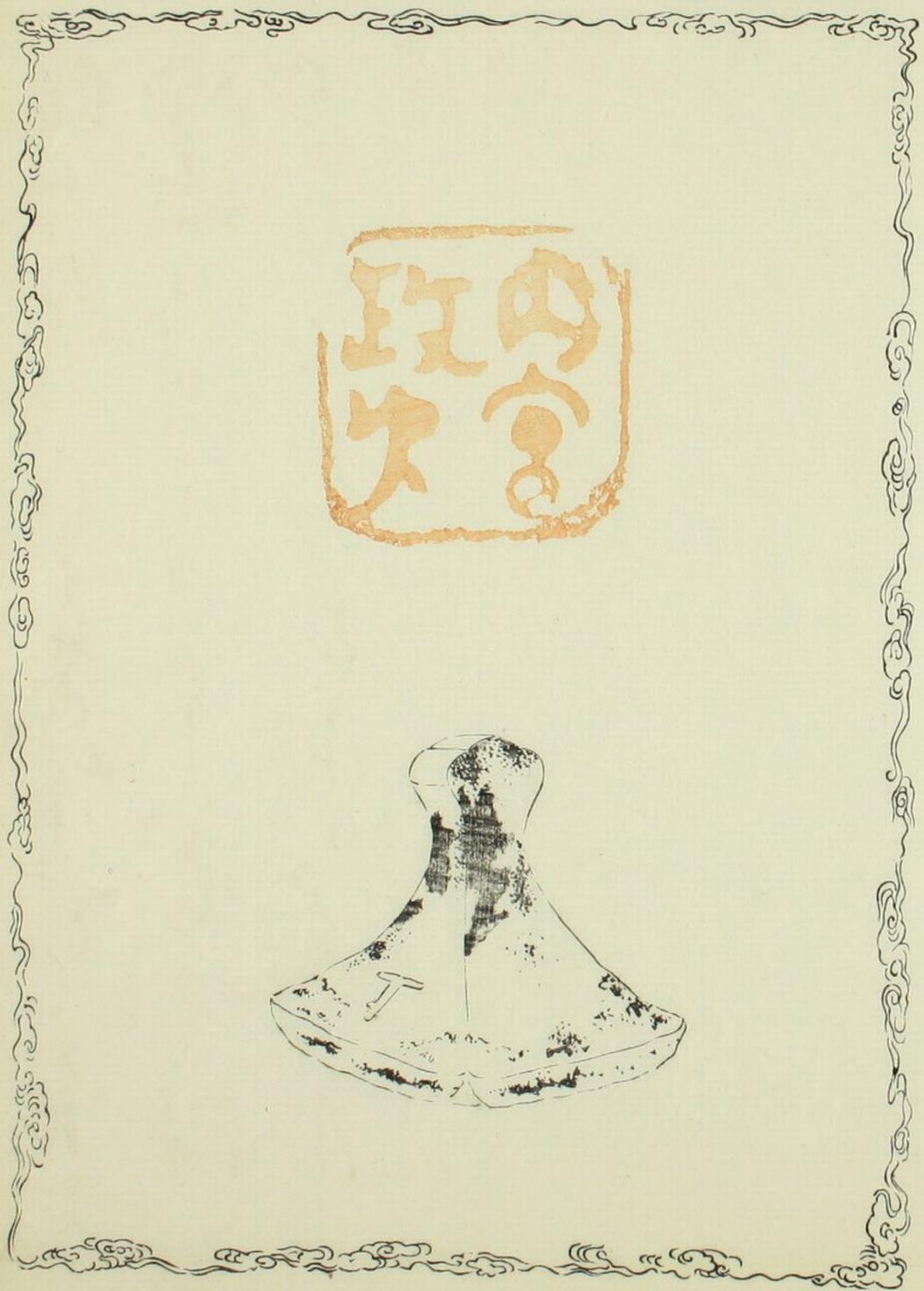
東のまき、名、新築、心、地、お、む、り、の、ま、  
築、あ、ら、ま、い、ま、く、東、ま、ま、い、一、多  
の、新、築、心、地、お、む、り、の、ま、  
築、あ、ら、ま、い、ま、く、東、ま、ま、い、一、多  
の、新、築、心、地、お、む、り、の、ま、  
築、あ、ら、ま、い、ま、く、東、ま、ま、い、一、多

に野部——まき、みち満ちる才の無  
中いふ与尚に矢——あまのこけり  
のまき相ある、彼にまきをまきの  
中らふまき保たぬあまのこけり  
あまのこけりけりまきを、破貫らにた  
まきをまき中らぬまきを、山のまき  
あるまきまきまきまきまきまきまき  
まきまきまきまきまきまきまきまき

命——まきまきまきまきまきまき  
——まきまきまきまきまきまきまき  
まきまきまきまきまきまきまきまき  
まきまきまきまきまきまきまきまき

神聖のまきまきまきまきまきまき  
細大このまきまきまきまきまきまき  
まきまきまきまきまきまきまきまき  
まきまきまきまきまきまきまきまき  
まきまきまきまきまきまきまきまき

備知望のくに多岐を治る神  
 明治廿八年七月の事一御祭の事  
 吉ふ日正五位右大臣外文一



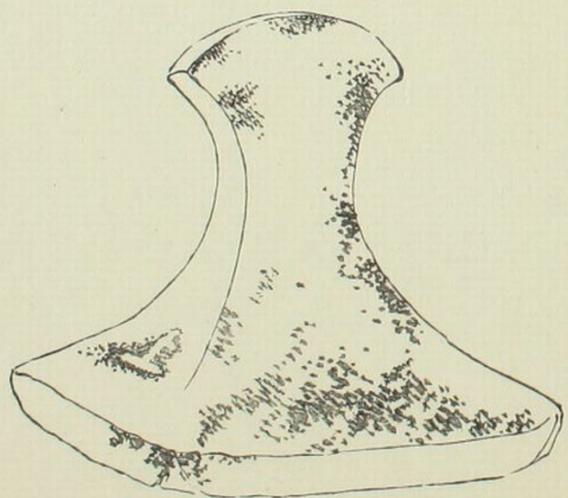
皇大神宮政印

天武天皇の白鳳年間、禰宜荒木田神主石門の解状に依りて、神祇官より上奏し、宣旨を賜りて、政印を鑄下せらる。され、皇大神宮政印の始あり。其の後、承暦三年二月廿一日、外院の焼亡せし時、此の印章も、火災に罹りしゆ、同年七月廿三日、原形に摸して、再鑄造し、銅筭、銅尺と共に、之を寄進せられたり。今、猶、寶殿に納む。明治廿七年まで、八百十六年を経たり。其の由来は、神宮雜例集、太神宮諸雜事記、扶桑畧記、大府記、太神宮禰宜譜圖帳等に詳なり。



豊受宮政印 とようけみやうのまうしん

貞觀五年九月十三日、禰宜度會神主真水の解狀に依りて、神祇官  
よ上奏し、内宮政印の例に准じて鑄下せられたるものなり。  
明治廿七年まで、千三十年を経たり。印笥も、元は、木製なま  
あり。今存せらるは、銅製なり。此も、承德二年十一月十八日、同十二  
十七日に、宣旨を賜ひ、一殿に於いて作らしめらるるよし。其の  
側面も、宣旨奉造、承德二年 戊寅 十二月廿六日 庚子 の十八字を彫り。  
本年まで、七百九十七年を経たり。今、猶政印と共に、寶殿に納む。  
由来、詳し、神宮雜例集、太神宮諸雜事記、子良館舊記等に載  
せたり。



だいじんぐうまのきん  
太神宮司政印

天平十一年十二月廿三日、神祇官の上奏によりて、始めて之を鑄下せらる。然る  
小寶龜三年正月の夜、太神宮司大<sup>い</sup>中臣朝臣比登の宿館焼亡せし時、其の  
災は罹まり、爾來八十五年の間、皇大神宮の政印を以て、司廳の文書にも兼用  
せらる。仁壽三年十月三日、太神宮司大<sup>い</sup>中臣朝臣伊度人の解状を以て、神祇官  
より上奏し、齊衡二年八月十日、原形は摸し、再鑄下せられり。今存せるは、即是  
あり。明治廿七年まで、千三十七年を経たり。印筭は、元木製なりしを、長徳四年  
五月廿日、銅筭に改め、其の側面は、太神宮司正印筭元彫木也、而大司公忠、長徳  
四年五月廿日、鑄改於銅の廿八字を彫めり。本年まで、八百九十五年を経たり。今  
猶政印と共に寶殿に納む。由来詳し、神宮雜例集、太神宮諸雜事記に載せり。

九 例

一 此の書は、遠近都鄙より、吾が神宮に參詣する人々の、神蹤  
靈區を歴覽せむとするに便せむが爲に編纂せるものな  
り。

一 神都名勝誌と題標せるは、古事記と、神朝廷と見え、康永參  
詣記に、皇のはじめと思へむ、千早振伊勢こそ神の都あり  
けきとあるふ據れり。

一 名勝の區域も、往古、神國造の所轄に屬せし神の遠塚より  
起り、飯野、多氣、度會の三郡に限る。

一 配列の順次も、第一卷、飯高郡松坂町東部より、度會郡小俣  
村に至る國道を、經とし、其の左右に在る村落を、緯として  
掲ぐ。第二、第三、第四の卷は、豊宮川より、豊受大神宮を經て、

皇大神宮に至る國道を経とし、其の左右の市街村邑を緯とす。第五卷を、北中村より、二見浦を過ぎて、伊勢の舊國堺鳥羽港相川に至る。第六卷を、豊宮川中島口の渡船場より、瀧原村鎮座皇大神宮別宮瀧原宮に至る熊野街道を、經とし、其の左右遠近の諸村を、緯とし、また、南島の浦くを歴て、志摩國答志郡磯部村鎮座同宮別宮伊雜宮に至り、再、宇治山田町を還るまでを書す。其の方位は、何も、前地を準據とし、其の東西南北を在りと示せり。

一土地の因縁ある事蹟ハ、神典國史を始め、公民の記録、諸氏の家乘、社寺の寄進狀、田券等を、徵證として、其の的實なるものを掲げ、荒誕無稽のものも、一切除きたり。さきども、古來、稗官野史の上に存し、或は、村老の口碑に傳りて捨て難

きものを、姑、之を録せり。

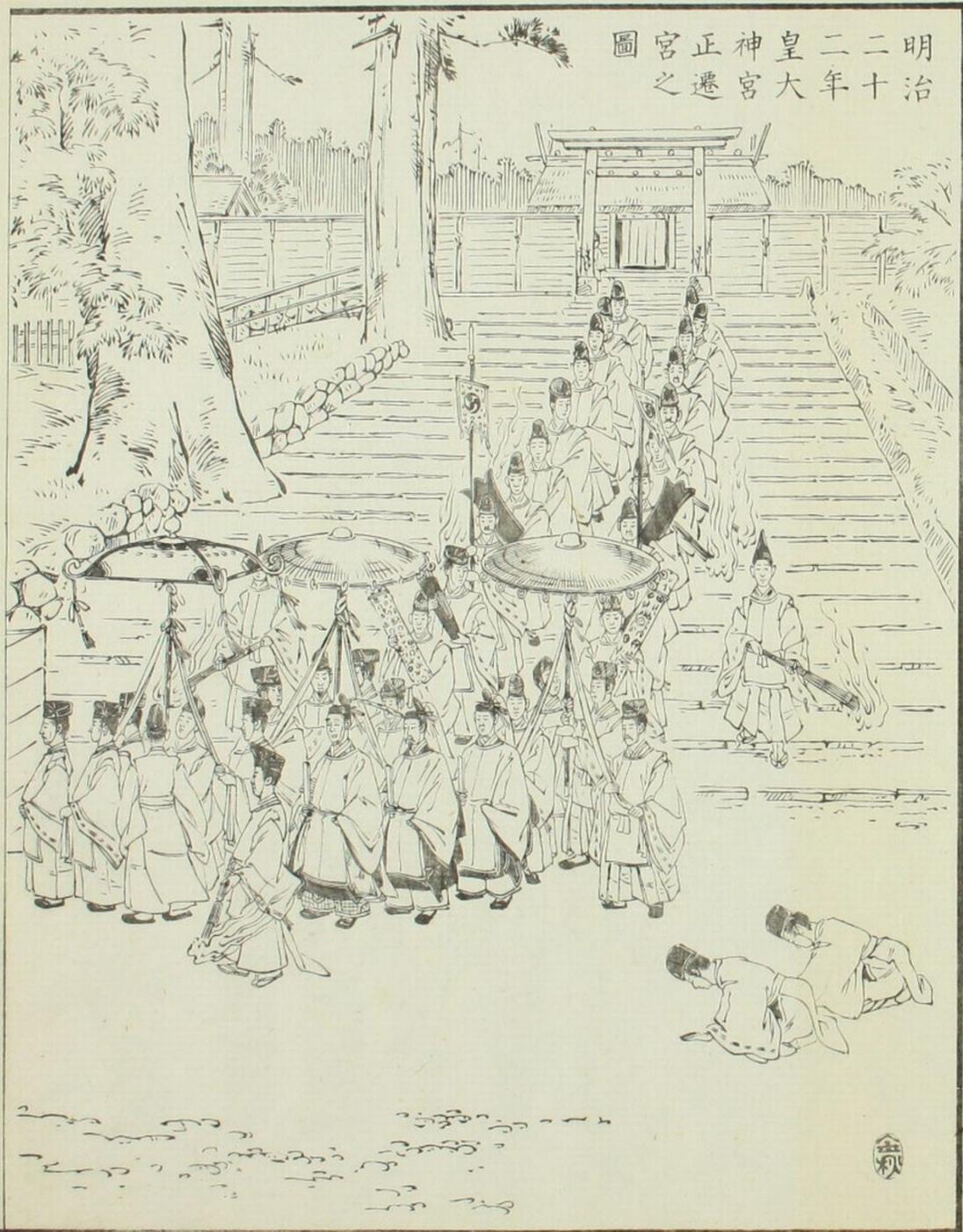
一援用書は、原文を抄出せり。さきども、冗長の文を、觀者の厭倦を恐れ、中畧して、其の要領を摘撮せり。

一援用書中、假字の誤るは、之を正せり。又、疑を、しき文字ハ、漫々改竄せずして、傍に、圈點を付せり。

一倭姫命世記を、太神宮本記の殘篇に増補して、後人の改題を、忘たる物なる事、御巫清直に歸正抄を辨せるが如し。依りて、今、増補を省き、復舊して、太神宮本記と題す。但、増補中なる御裳濯川の名稱に如き、他は據るべきものなきは、倭姫命世記として引用せり。

一名勝を題咏せる和歌、一所は、數百首の多きあり。枚舉に違あらず。故に、其の中は、粹を抜き、又、近世に作ハ、一切、之を省

明治二十年二皇正神宮之遷宮大圖

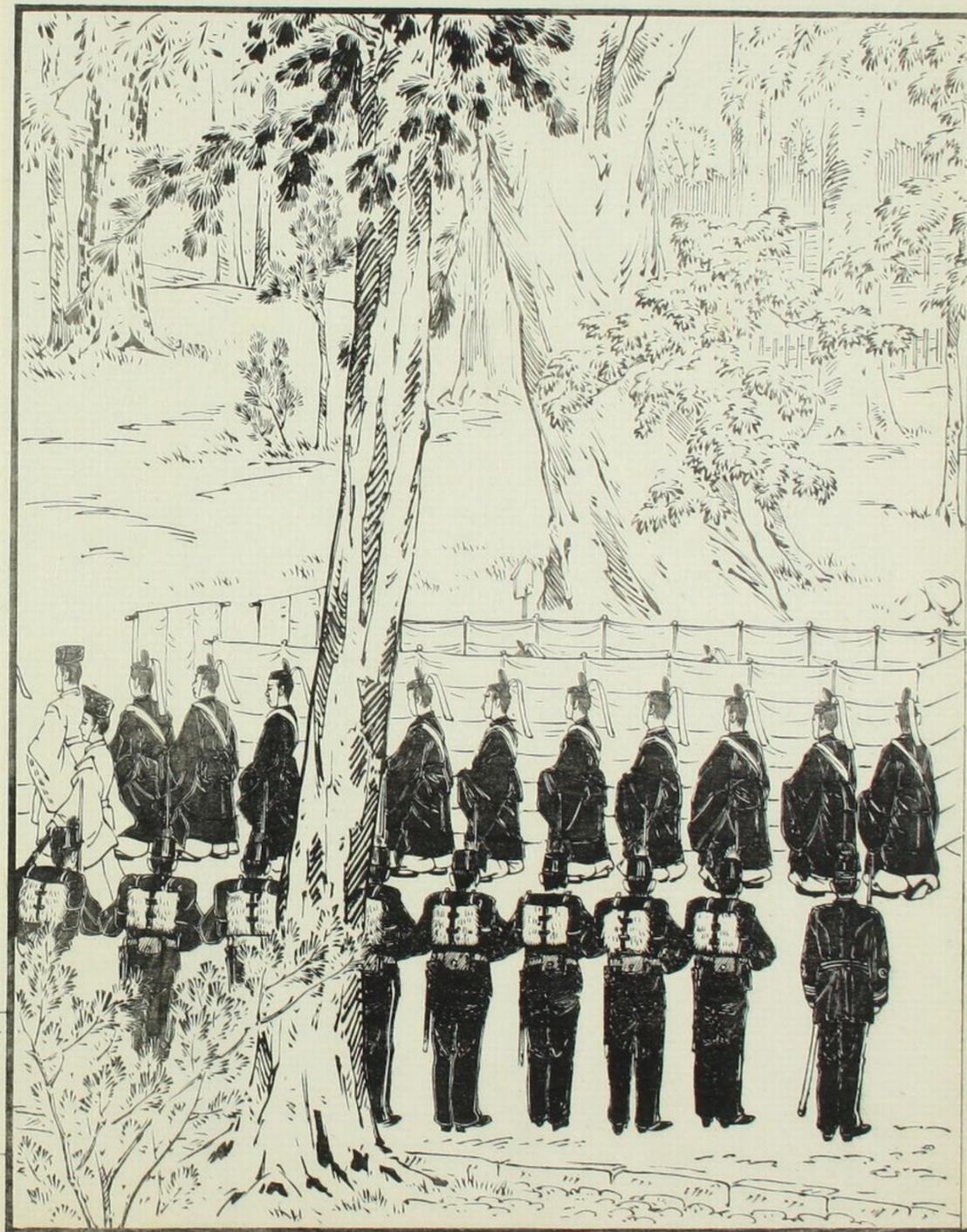


けり。但、詩文俳句は、其の作乏しきを以て、是の例も拘らず。  
一社寺の寶物、資財帳、舊家傳來の什器、沽券、處分狀等、當時の  
風俗を知り、歴史の材料を資くべきもの、其の數、甚多し。さ  
れども、一々採録せば、卷帙浩漭に失するを以て、今も、十中  
の一、二を掲げたり。

一兩宮、及別宮管攝社域内現況を始め、名山大川の圖畫は、務  
めて、眞景を描寫せしめ、觀者をして、足に、其の地を履む想  
あらしむ。但、歴史の故實、風俗の遺事等、文物は變遷に係る  
ものは、畫史の意匠に一任せり。

明治二十七年五月

編者識す



神都名勝誌卷之一

目錄

神郡沿革	<small>并天日別命 匱國圖</small>	度會郡	<small>并大國玉神架 橋圖</small>	宇治鄉	田部鄉
城田鄉		湯田鄉		伊蘇鄉	高向鄉
箕曲鄉		沼木鄉		繼橋鄉	二見鄉
伊介鄉		驛家鄉		陽田鄉	多氣郡
相可鄉		有爾鄉		多氣鄉	麻績鄉
三宅鄉		流田鄉		櫛田鄉	飯野郡
乳熊鄉		兄國鄉		黑田鄉	長田鄉
漕代鄉		神戶鄉		松坂町	下樋小河
愛宕橋		龍泉寺		愛宕祠	<small>并齋王群行圖</small>
愛宕町		鈴森神社		菅相寺	神樂坂
					鈴止村



西岸江	東岸江	被所舊趾	花岡村
大黒田	小黒田	驛部田	山室
妙樂寺	本居宣長墓 <small>并書齋圖</small>	山室城趾	神戸村
垣鼻	神戸村元標	八雲神社	名古洲橋
信樂寺	田原	海會寺	香貢土神社
徳和坂	金剛橋	徳和暈	極門橋
下村	神館神明社	中川	上川
八柱神社	浄林寺	飯高飯野郡界	櫛田村
燈橋	磯部川	豊原	大櫛社
櫛田橋	櫛田	櫛田社	櫛田槻本神社
清水	流田神社	須賀神社	上七見
奈々美神社	康平寺	朝見村	朝田

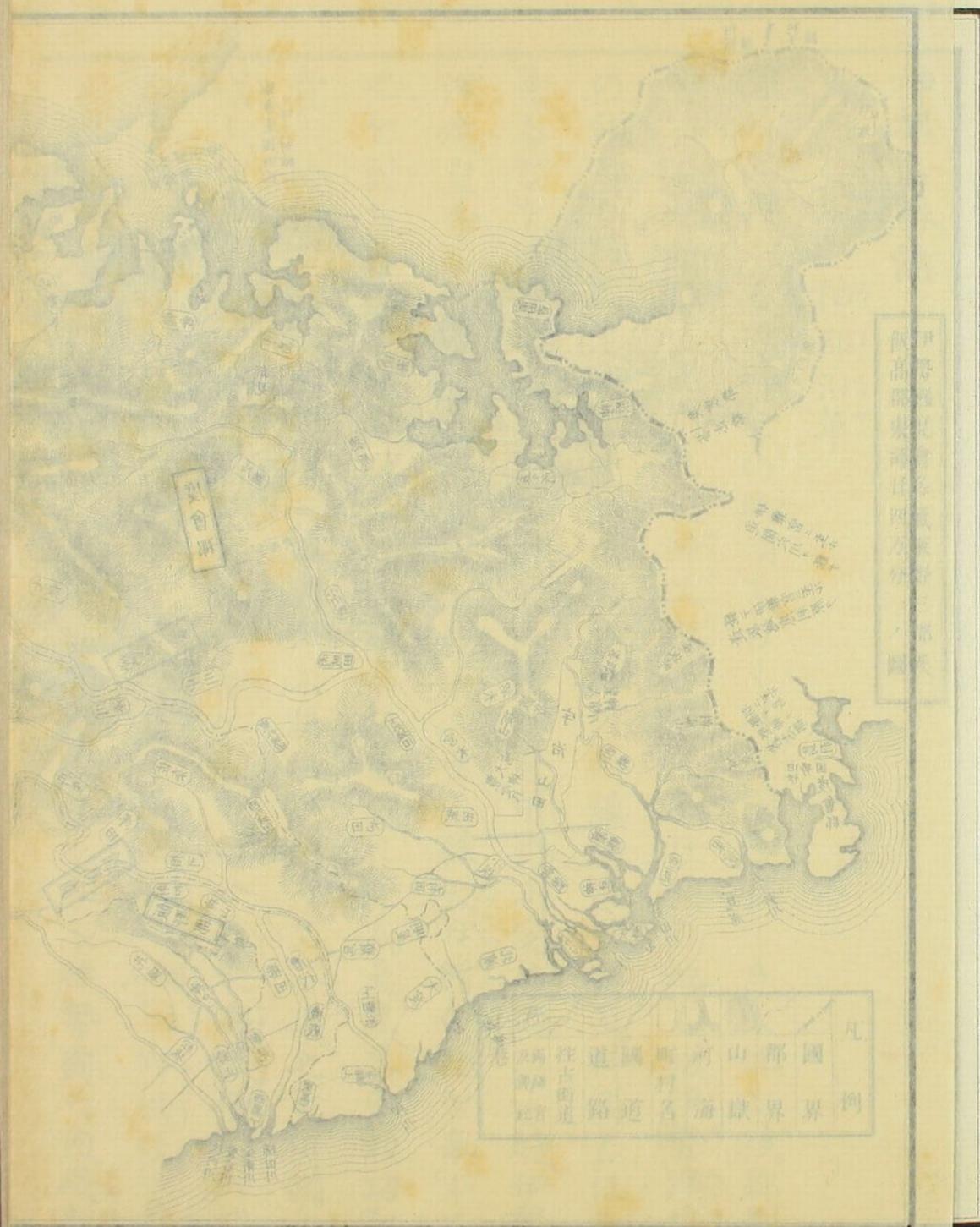
朝田神社	森塚	意非多神社	朝田寺
立利	穴師神社	小金山	和屋
翁塚	西黒部村	西黒部	楯築明神
西蓮寺	産物食鹽	産物木綿	松名瀬
機殿村	六根	大國玉神社	御園神社
川島	新開	久保	保津
耕作宮	魚見	魚見神社	腹太
宇留布都神社	井口中村	神麻績機殿	神麻績機殿神社 <small>并圖</small>
神山村	中萬	石前神社	乳熊寺
聖徳寺	一乗寺 <small>并圖</small>	神山	仁木義長墓
心光寺	弘道寺	鐘突池	上蛸路
下蛸路	牛峰神社	八太	山添

神山神社	飯野高宮行宮舊趾	安樂	安樂寺
天神祠	山下	射和村	射和
伊佐和神社	射陽文庫	射和寺舊趾	延命寺
伊馥寺	産物輕粉	射和村元標	下池
阿波曾	夫婦石	龍燈松	上池
岩本池	床世池	スゴウ池	山口池
床村	御麻生茵	紀師神社	下池
漕代村	早馬瀬	宇氣比神社	大乘寺
漕代村元標	高木	神垣神社	横地
目田	伊勢場	法田	稻水
稻木神社	産物紙烟草入	楔川橋	飯野多氣郡界
齋宮村	竹川	大櫛森	被所

幸橋	花園森	竹神社	金剛坂
齋宮	牛庭神社	竹都	齋宮寮舊趾
齋内親王	齋内親王神事供奉	齋宮寮	齋宮寮印 <small>并摸影</small>
紅葉社	繪馬堂	菅原社	吳竹藪
笛川橋	良神社	有明池	御川池
齋王隆子御墓道	どんご花 <small>并圖</small>	齋宮村元標	上村
岩内	池村	平尾	鱗尾城趾
明星村	上野	仲神社	安養寺 <small>并古文書</small>
下有爾	轉輪寺	産物菅笠	明星村元標
新茶屋	龍谷寺	有爾中村 <small>并古文書</small>	大海田水代大刀自神社
宇尔櫻神社	古墳	簀村	東黒部村
東黒部	吹井松	東黒部村元標	神守

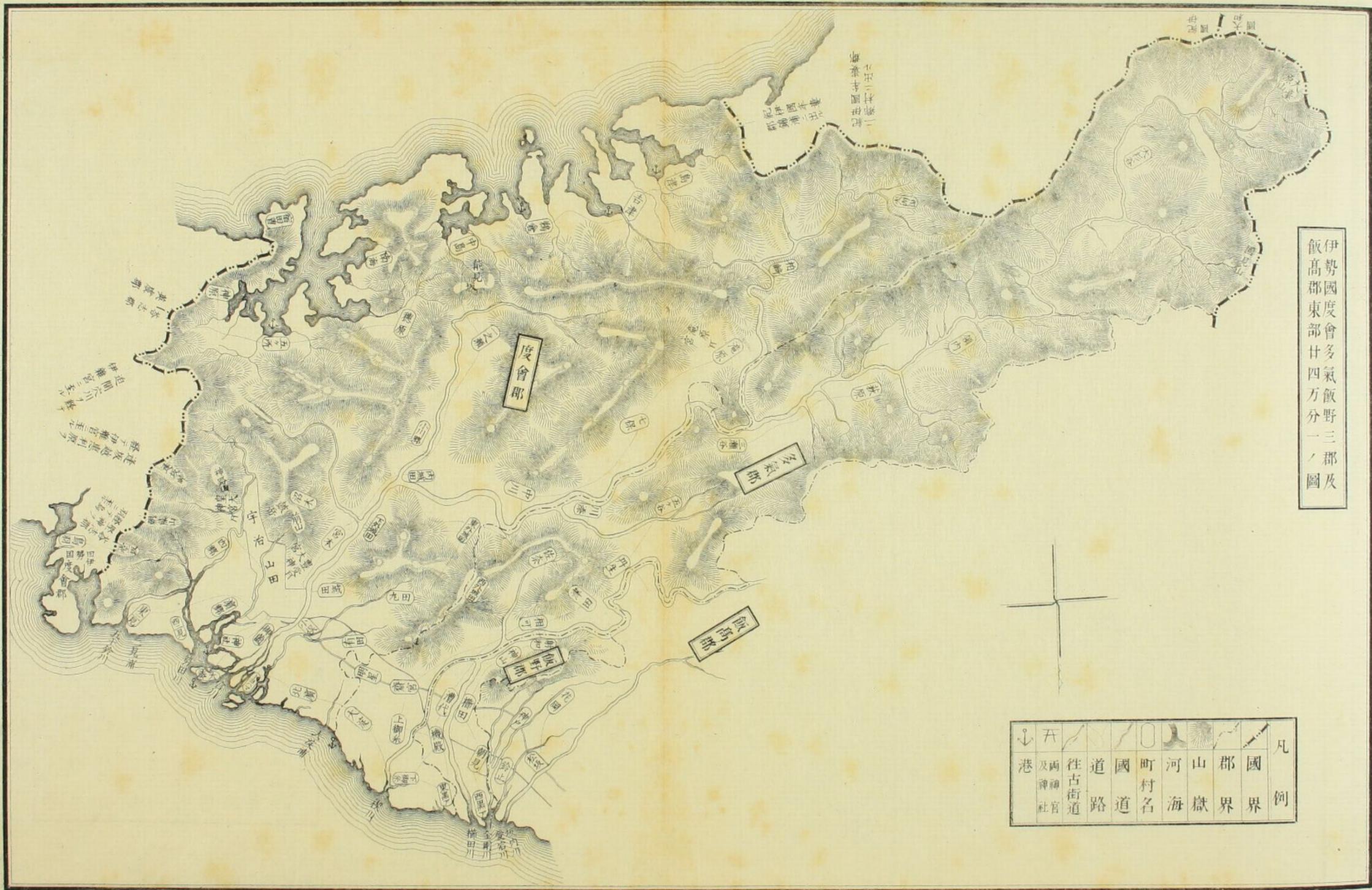
流田上神社	垣内田	服部麻刀方神社	大垣内
神服織機殿 <small>同神社 并園</small>	出間	服部伊刀麻神社	蓮花寺
乙部	土古路	柿木原	牛草
牛庭神社	上御絲村	坂本	馬上
隆子女王御墓 <small>并園</small>	中海	佐田	行部
前野	下御絲村	川尻	金掛松
北藤原	南藤原	御炭山	中村
畠田神社	志貴	佐岐栗栖神社	養川
石田神社	濱田	田屋	内座
八木戸	伊呂上神社	根倉	櫃倉神社
國乃御神社	大淀村	山大淀	佐々夫江神社
佐々夫江行宮舊趾 <small>并靈鶴園</small>		勸福寺	佐々夫江橋

大淀	竹大與杼神社	大淀浦	小野湊
大淀八景	業平松 <small>并園</small>	大淀城趾	大淀碑
迎接寺	大堀川橋	駒除池	北濱村
東大淀	雲洞院	長光寺	柏村
加須夜神社	野村	村松	村松長官古墟
村松岸	有龍	殿屋敷	大雲寺
本覺寺	豐濱村	磯村	袴田御園
伊蘇行宮舊趾	伊蘇神社	大宮司館趾	靜井
磯渡	野依	野依河田神社	檜原
土路西條	小俣村	小俣	多氣度會郡界
明野原	明野開墾碑	三重縣勸農場	椎樹
惣合橋	総橋	天王橋	參宮鐵道宮川停車場 <small>并園</small>



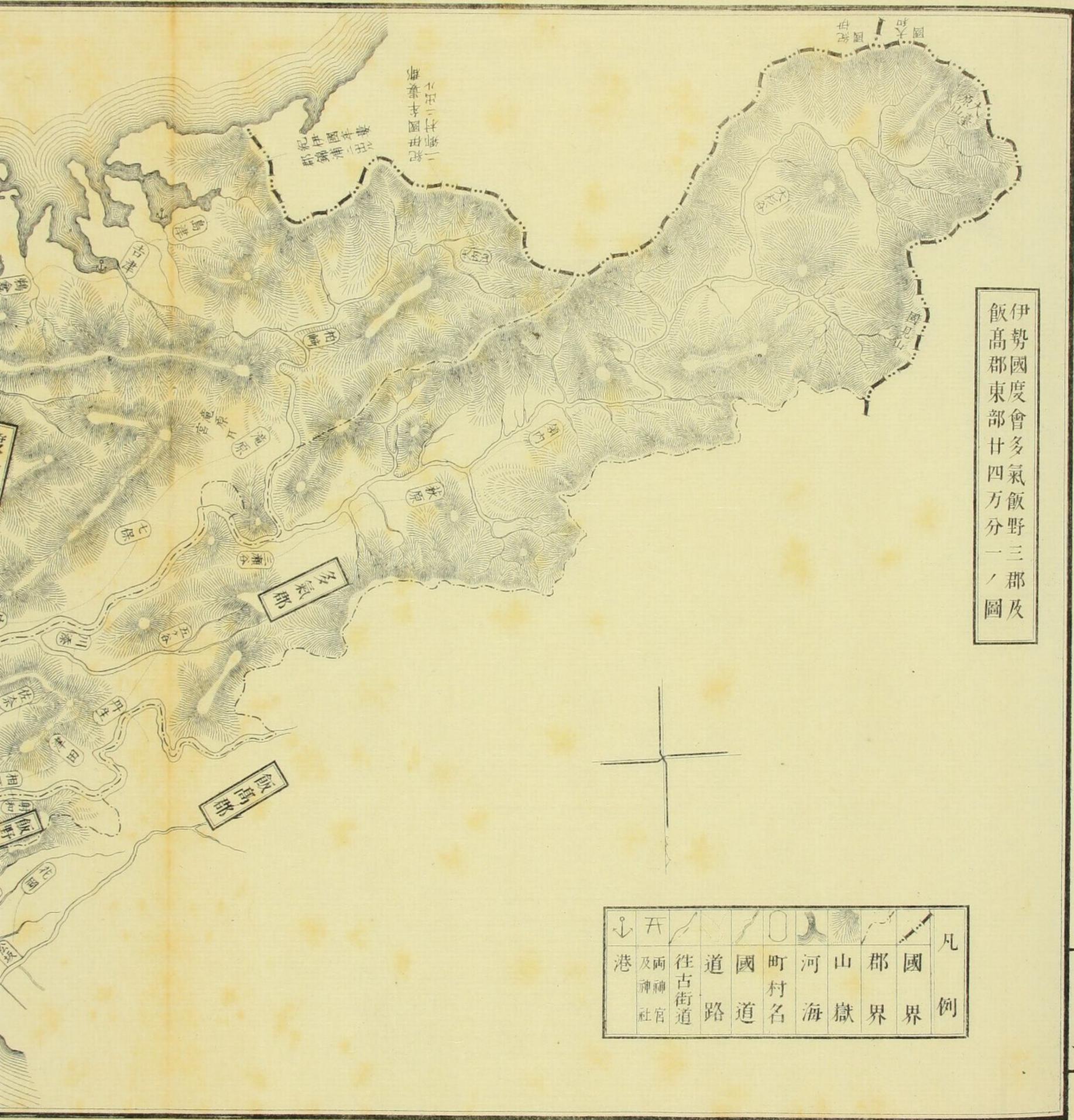
一ノ四  
一ノ五

- |                         |     |       |         |
|-------------------------|-----|-------|---------|
| 離宮院舊趾 <small>并圖</small> | 祓殿  | 離宮院行事 | 太神宮御厨舊趾 |
| 官舎神社                    | 板田橋 | 汁谷橋   | 小俣神社    |
| 八柱神社                    | 流社  | 春日社   | 慶藏院     |
| 浄土寺                     | 西光寺 | 小俣村元標 |         |



伊勢國度會多氣飯野三郡及  
飯高郡東部廿四分一ノ圖

凡例	國界	郡界	山嶽	河海	町村名	國道	道路	往古街道	及兩神社	港
	——	——	▲	——	○	——	——	——	▲	▲



伊勢國度會多氣飯野三郡及  
飯高郡東部廿四分一ノ圖

凡例									
國界	郡界	山嶽	河海	町村名	國道	道路	往古街道	及兩神社	港







川より東を、大御神小奉<sub>ミ</sub>、自<sub>ミ</sub>神國の造となりて、長く仕へ奉らむと  
白せ<sub>ミ</sub>。皇女、即<sub>ミ</sub>送驛使をして奏問せらる。天皇聞<sub>キ</sub>、食<sub>ミ</sub>を、其の乞を  
ゆるし、磯部川より東の地を、神國と定めさせ給ひ、特<sub>ニ</sub>有<sub>ル</sub>郷鳥墓  
村に、神<sub>カ</sub>序<sub>ヲ</sub>を建<sub>テ</sub>、之を管<sub>セ</sub>しめ給ひき。乃<sub>チ</sub>大若子命を、神國の造と  
志<sub>シ</sub>、兼<sub>テ</sub>ねて、大神<sub>カ</sub>主<sub>ヲ</sub>に任<sub>ズ</sub>給へり。其の後、孝德天皇の大化二年正月に、  
公郡を定めら<sub>レ</sub>、時、此の神國をも二分して、度會<sub>ノ</sub>多氣<sub>ノ</sub>の二郡を置  
き、各十郷を管轄せ<sub>シ</sub>められ<sub>キ</sub>。是<sub>レ</sub>よ於<sub>テ</sub>いて、度會郡<sub>ヲ</sub>麻<sub>ノ</sub>を、山田原<sub>ノ</sub>立  
て、新家<sub>ノ</sub>連阿久多<sub>ヲ</sub>を、大領と<sub>シ</sub>、磯<sub>ノ</sub>連牟良<sub>ヲ</sub>を、少領と<sub>シ</sub>、多氣の郡<sub>ヲ</sub>麻<sub>ノ</sub>を、竹  
村<sub>ノ</sub>立<sub>テ</sub>、麻績<sub>ノ</sub>連廣背<sub>ヲ</sub>を、大領と<sub>シ</sub>、志<sub>ノ</sub>磯<sub>ノ</sub>部真夜手<sub>ヲ</sub>を、少領とせられ<sub>タリ</sub>。  
然<sub>レ</sub>も、神領たることは、舊<sub>ノ</sub>のごと<sub>シ</sub>。公郡<sub>ノ</sub>編入<sub>シ</sub>給ひ<sub>シ</sub>志<sub>ス</sub>よ<sub>シ</sub>あ  
らず。かくて、國造の神序も、舊<sub>ノ</sub>れ如<sub>ク</sub>、鳥墓にありて、大若子命の裔孫  
大神<sub>ノ</sub>主吉田<sub>ヲ</sub>、猶<sub>モ</sub>二郡<sub>ノ</sub>政務<sub>ヲ</sub>を統<sub>ベ</sub>、郡縣制度の外<sub>ニ</sub>ふ<sub>タ</sub>ち<sub>テ</sub>、神國の古

體を存せり。同五年乙酉<sub>ニ</sub>、神序を、山田原に移して、御<sub>ノ</sub>厨<sub>ヲ</sub>と改めらる。  
又<sub>モ</sub>神<sub>ノ</sub>國<sub>ノ</sub>造<sub>ノ</sub>の職<sub>ヲ</sub>を廢<sub>シ</sub>て、太神宮司の職<sub>ヲ</sub>を置き、中<sub>ノ</sub>臣<sub>ノ</sub>香積<sub>ノ</sub>連<sub>ノ</sub>須氣<sub>ヲ</sub>を以  
て、之に任<sub>ズ</sub>らせ<sub>シ</sub>、大神<sub>ノ</sub>主吉田<sub>ノ</sub>の男<sub>ノ</sub>大建冠<sub>ノ</sub>奈波<sub>ヲ</sub>を、大領と<sub>シ</sub>、少<sub>ノ</sub>山<sub>ノ</sub>中<sub>ノ</sub>針<sub>ヲ</sub>  
間<sub>ヲ</sub>を、少領と<sub>シ</sub>、二郡<sub>ノ</sub>及<sub>テ</sub>諸國<sub>ノ</sub>神<sub>ノ</sub>戸<sub>ノ</sub>政務<sub>ヲ</sub>を執行せ<sub>シ</sub>められ<sub>タリ</sub>。よ<sub>シ</sub>を  
て、吉田<sub>ヲ</sub>を、專<sub>ニ</sub>祭事<sub>ヲ</sub>のみ小奉<sub>シ</sub>仕<sub>セ</sub>り。天智天皇の三年甲子、多氣郡十郷  
乃<sub>チ</sub>内<sub>ノ</sub>四郷<sub>ヲ</sub>、乳<sub>ノ</sub>熊<sub>ノ</sub>黒<sub>ノ</sub>田<sub>ヲ</sub>、長<sub>ノ</sub>田<sub>ノ</sub>、瀧<sub>ノ</sub>代<sub>ヲ</sub>を割<sub>キ</sub>て、伊勢國司に屬<sub>シ</sub>、飯<sub>ノ</sub>野<sub>ノ</sub>郡<sub>ヲ</sub>と稱<sub>シ</sub>、高<sub>ノ</sub>官<sub>ノ</sub>村<sub>ヲ</sub>  
に、屯<sub>ヲ</sub>倉<sub>ヲ</sub>を立て、小<sub>ノ</sub>乙<sub>ノ</sub>中<sub>ノ</sub>久<sub>ノ</sub>米<sub>ノ</sub>勝<sub>ノ</sub>磨<sub>ヲ</sub>をして督<sub>シ</sub>領<sub>セ</sub>しめらる。寶龜五年七  
月廿三日の官符に、度會<sub>ノ</sub>多氣<sub>ノ</sub>の二郡<sub>ノ</sub>在<sub>ル</sub>寺田<sub>ノ</sub>、并<sub>ニ</sub>小<sub>ノ</sub>王<sub>ノ</sub>臣<sub>ノ</sub>の位田<sub>ノ</sub>、他  
郡<sub>ノ</sub>の百姓<sub>ノ</sub>れ口<sub>ノ</sub>分<sub>ノ</sub>田<sub>ノ</sub>等を割<sub>キ</sub>出<sub>シ</sub>て、他郡<sub>ノ</sub>ふ<sub>テ</sub>代<sub>ヘ</sub>授<sub>ク</sub>べきよ<sub>シ</sub>仰  
せ下<sub>サ</sub>され<sub>タリ</sub>。また、同年八月廿七日<sub>ニ</sub>は、二郡<sub>ノ</sub>の百姓<sub>ノ</sub>逃走<sub>セ</sub>る者<sub>ノ</sub>の口<sub>ノ</sub>分<sub>ノ</sub>  
田<sub>ノ</sub>の地子<sub>ヲ</sub>を、國司<sub>ニ</sub>徵<sub>收</sub>して、正<sub>ノ</sub>税<sub>ノ</sub>小<sub>ノ</sub>混<sub>ノ</sub>合<sub>セ</sub>るを、神<sub>ノ</sub>税<sub>ノ</sub>と收<sub>ム</sub>べき旨<sub>ヲ</sub>仰  
せ下<sub>サ</sub>され<sub>タリ</sub>。延曆十六年八月三日、詔<sub>アリ</sub>て、太神宮司の御<sub>ノ</sub>厨<sub>ヲ</sub>を、湯

田郷宇羽西村たのうてせに移さる。同廿年七月朔日ひ、諸國の神税ハ、一よ、義倉に准ト、國司檢校をべき由仰せ出さる。是よ於いて、大御神の神税も、國司の檢校する事となまじり。然るよ、太神宮ハ、諸社と異なりとて、同廿四年よ至り、舊の如く、宮司の職權に復せられり。仁和五年三月十三日、又、詔ありて、天皇御一代の間、飯野郡を、神國に復せらる。尋ぎて、寛平九年九月十一日よ至り、永く、皇太神宮の御領たるべき旨仰せ出されたる。是より、度會多氣、飯野を、神三郡とも、道後たうごとも稱せり。當時、封戸九百七十二烟、度會郡四百四十七烟、多氣郡三百十五烟、飯野郡二百十烟、御厨二十箇所、度會郡十三所、多氣郡五所、飯野郡二所、御園百五十八箇所、度會郡七十四所、多氣郡四十六所、飯野郡三十八所なりき。此の他、神領、伊勢國よ、五郡あり。又、大御神御遷幸の途次、國造縣主より進り、神田、神戸あり。又、歴代の天皇より、諸祈願の度毎に、國々の封戸を寄せ進り、延喜式、皇太神宮儀式帳、太神宮諸雜事記、神宮雜例集、神鳳抄、日本紀畧、扶桑畧紀、拾芥抄等よ見え

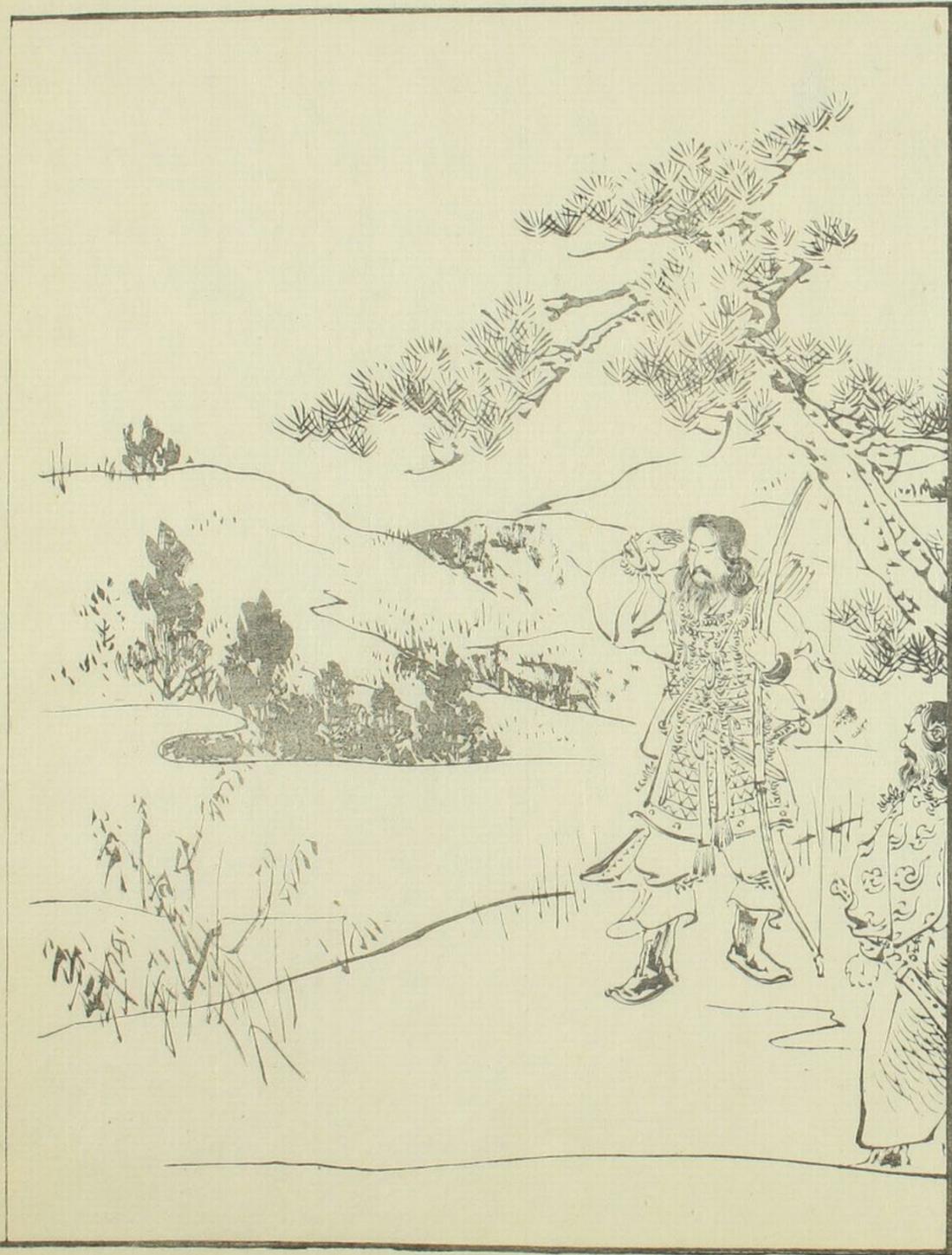
たり。然まども、三郡よ、因なきを以て、茲よを畧きつ。其の後、文治年中、鎌倉幕府より、諸國小、守護使を置き、一時、此の三郡を、守護使不入の地と稱し、嚴しく、兵士の掠奪を禁じたり。然るに、延文、應安の頃、仁木義長此の國に守護と為りて、所在の神田、封戸を押領し、遂に、神郡に及べり。是、三郡の、武家よ侵畧せらる始り。太神宮司よは、屢、其の暴状を訴へ、神税不納小より、祭儀の、缺典よ及ぶ由を具申せり。永享十二年七月、將軍足利義教國司北畠顯雅と和睦し、守護使を停めて、國中を、國司に属せしむ。是の時かの五郡を神領を勿論、神三郡も、既に、武家の押領よ歸してありしを、國司を、其の儘よ、之を兼併して、分領を定めたり。是に於いて、神領は、僅に、度會郡宮川より東ある宇治、沼本、高向、箕曲、繼橋の五郷と、多氣郡齋宮寮の舊趾、及相可郷とのみをなりしける。神領、此の如く變更せらば、大宮司の神政を執り、離宮の廳院を始

め、神税を納め、正倉も、遂に、廢ま亡ぶるに至り。天正十一年十月、國司北畠信雄きたたけのぶをより、兩宮御供料として、多氣郡齋宮、上野、有尔、中村の四村、高貳千五百貫文の地を寄附せり。同十二年、國司廢絶の後、豊臣家より、三郡を、蒲生氏郷かまふらぎさきと與ふ。但、宮川より以東、并、齋宮村以下、前々の如く寄進したり。其の他、度會郡田邊、佐八野、尻田、宮寺の四村の内、よて、高五百貳拾六石五斗を、持小皇大神宮と寄せ奉り、又、同年十二月に、齋宮村よて、九百石を増し加へたり。是に於いて、豊臣家朱印證書の高合せて、四千六拾六石五斗となり。徳川家よ至りても、舊例ふより、朱印の證書を寄せたり。寛永十年よ至り、二見郷ふたみの人民、此愁訴に乏り、兩宮御塩の料として、同郷よて、高貳千三拾餘石を復舊せり。爾後、明治維新の際まで、變る事なかりき。明治四年、神宮御改正の時、神領を、總べて、上地せしめらる。爾來、兩宮年中祭典の供御よ

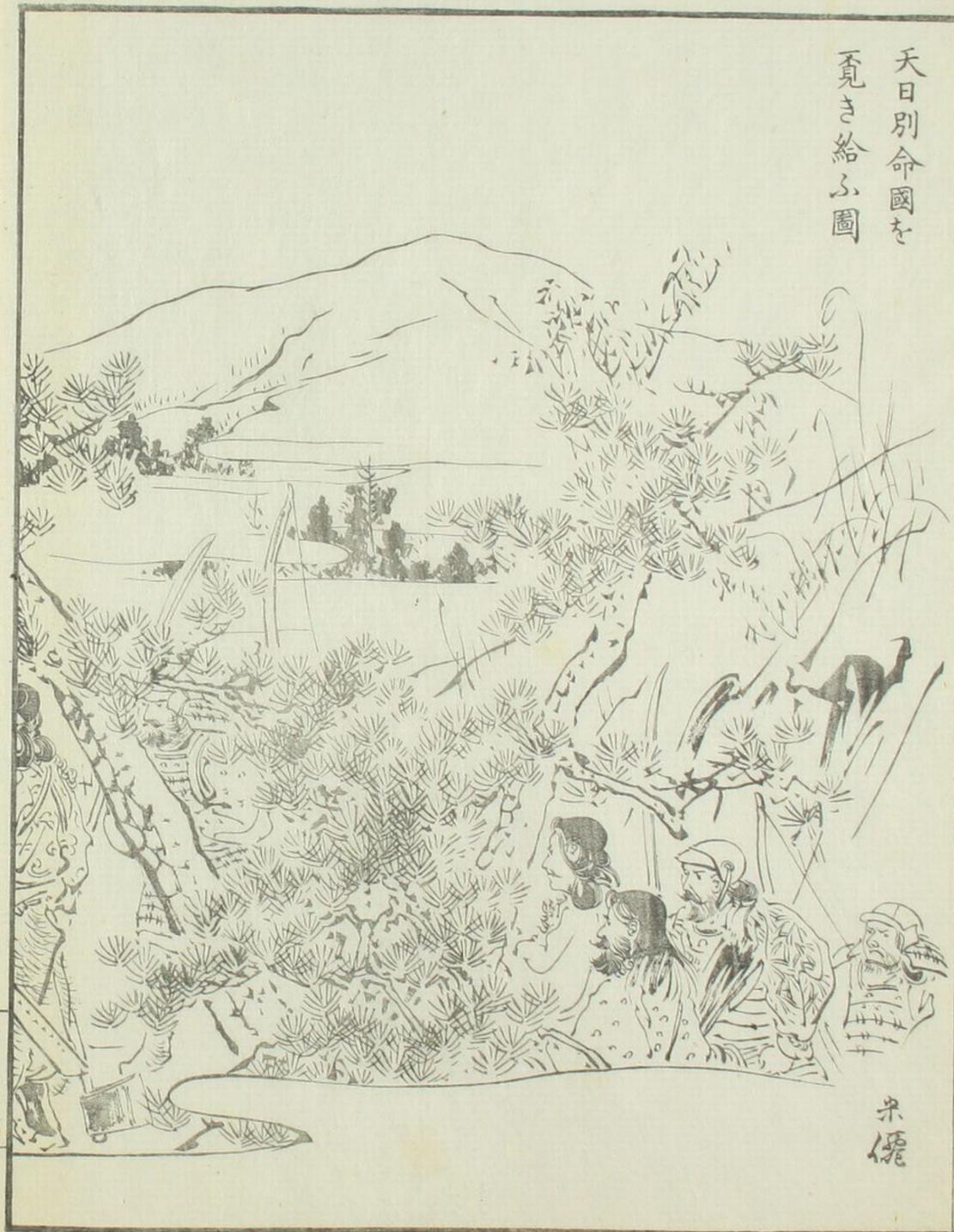
て、百般の調度よ至るまで、皆、國庫より支辨せらるることとなり。茲に、名勝誌の端を殺し、當り、神三郡の沿革を畧叙すること、かくの如し。

伊勢國風土記

天日別命奉勅、東方入、數百里、其邑有神、名伊勢津彦、天日別命問曰、汝國獻於天孫哉、答曰、吾覓此國居住日久、不敢聞命矣、天日別命發兵、欲戮其神、于時畏、伏啓云、吾國悉獻於天孫、吾不敢居矣、天日別命令問曰、汝之去時、何以爲驗、啓云、吾以今夜起、八風吹、海水乘波浪、將東入、此則吾之却由也、天日別命整兵、窺之比、及中夜、大風四起、扇舉波瀾、光耀如日、陸海共朗、遂乘波而東焉、古語云、神風伊勢國、常世浪寄國者、蓋此謂之也、伊勢津彦神、近今來住信濃、天日別命攘築此國、復命天皇大歡、詔曰、國宜取國神之名、號伊勢、即爲天日別命之封地、因賜宅地于大和耳梨之村焉。



天日別命國を  
覓き給ふ圖



宋儼

于時送驛使朝廷還詣上倭比賣命乃御夢狀乎細返事白文余  
時天皇聞食氏即大鹿島命乎祭官止定給比大若子命乎神國  
造兼大神主止定賜文

大同本記

皇太神御鎮座之時大幡主命物乃部八十友諸人等率(和御魂)  
荒御魂宮地乃荒草木根荊掃大石小石取平天大宮奉定文余  
時大幡主命白久己先祖天日別命賜伊勢國內磯部河以東神  
國定奉(飯野多氣)即大幡王命神國造并大神主定給文

難波長柄豐前宮御世飯野多氣度相總一郡也其時多氣之有  
余鳥墓立郡時尔以己酉年始立度相郡以大建冠神主奈波任  
督造以少山中神主針間任助造皆是大幡主命末葉度會神主  
先祖也

皇太神宮儀式帳

一初神郡度會多氣飯野三箇郡本記行事

右從纏向珠城朝廷以來至于難波長柄豐前宮御宇天萬豐  
日天皇御世有尔鳥墓村造神序為雜々神政行仕奉文而難  
波朝廷天下立評給時尔以十鄉分氏度會乃山田原立屯倉  
天新家連阿久多督領磯連牟良助督仕奉文以十鄉分竹村  
立屯倉麻績連廣背督造磯部真夜手助督仕奉文同朝廷御  
時尔初太神官司所稱神序司中臣香積連須氣仕奉文是人  
時尔度會山田原造御厨天改神序止云名天號御厨即號太  
神官司文近江大津朝廷天命開別天皇御代尔以甲子年小  
乙中久米勝麻呂尔多氣郡四箇鄉申割立飯野高宮村屯  
倉立評督領仕奉文即為公郡之右元三箇郡攝一處太神宮  
供奉文所割分由顯如件

神宮雜例集

太政官符伊勢太神官司

一多氣度會二ヶ郡、堺内、授受寺田、光王臣位田、及他郡百姓口分田事、

上、件三色田、割出神郡、應授他郡田、但禰宜祝位田者、不在此限、

一二ヶ神郡逃走百姓、口分田地子、國司徵納、混合官稍事、上、件地子、稍、應收神稅、

右二條事、國司依、件施行、

一勘問、太神宮禰宜内人物忌等、犯過雜穢、以、應科被事、

右一條事、專使勘問、准犯科被清、二ヶ神郡、

以前得神祇官解、稱、今月廿日供奉御卜所、崇事條如件者、被、右大臣宣奉、勅、依、狀、施行者、國并司、宜承知、依、宣、施行符到、奉行、

從五位上行右少辨當麻真人永嗣

寶龜五年七月廿三日 左大史正六位上會賀臣真繼

類聚三代格

應收神郡百姓逃亡口分田地子事、

右得神祇官解、稱、御卜所、崇、多氣度會二箇神郡百姓逃亡口分田地子、可為神稅、而元來國司混合正稅、自今以後、擬收神稅者、被、右大臣宣、稱、奉、勅、依、請、施行、

寶龜五年八月廿七日

國大曆延曆十六年八月廿三日官符

神祇官符、伊勢太神宮司、

應遷造太神宮御厨、并齋内親王、離宮諸司、宿舍等事、

院舊趾の條

下又載す。

類聚三代格弘仁十二年八月廿二日官符

太政官符、

應令伊勢大神宮司檢納神郡田租事、

○全文は、離宮

右得神祇官解，備承前之例，大神宮司檢納伊勢國多氣度會兩郡神田租及七處神戶田等租，支用祭祀，從來尚矣。中間國司預以檢納仍檢案內，太政官去延曆廿四年四月七日下午，伊勢國符備得神祇官解，備神宮司解，備伊勢國司移，備太政官去延曆廿年七月一日下午，諸國符備今案神祇令云，神戶調庸及田租者，並充造神宮及供佛神調度，其神稅者，一准義倉，皆國司檢校者，准據令條，既稱檢校，至于支用，理難專輒，宜國司郡司神主等支度祭料，并注其殘，申上聽裁者，國司等勘知用帳，報收神物，既違舊例，凡此大神者，天下貴社，如是之類，元來所禁也。而今准諸神國司檢收於事不穩者，右大臣宣，宜依例勿預國司者，自厥而後，官司檢納充用祭料。○下畧

類聚三代格  
太政官符

應以伊勢國飯野郡寄太神宮事

右郡依去仁和五年三月十三日勅，一代之間奉寄彼宮，大納言正三位兼行左近衛大將藤原朝臣時平宣奉勅，自今以後，永以奉寄，仍須貢物官舍等之類，准弘仁八年十二月廿五日格行之。

寬平九年九月十一日

日本紀畧寬平九年九月條

十一日奉例幣於伊勢大神宮，以飯野郡寄申神宮，被申兵亂可平之由。

神宮雜例集度會多氣飯野郡條

已上謂之神三郡，又云道後

延喜式

凡三箇神郡，并六處神戶及諸國神戶調庸田租者，依國司所移之調文租帳等，官司勘納其勘納之狀，附國司移送主計主稅二寮。

凡三箇神郡，校班損不堪佃及計帳疫死等，政官司與國宰共行

之其隔郡授田混給一處雜務者起自度會郡宇治鄉始行國司  
先移名簿卜食從政若朝使來者先留神郡堺外卜食後入不卜食者  
堺外行事

東鑑治承五年正月廿一日條

平相國禪門驕奢之餘蔑如朝政忽諸神威破滅佛法惱亂人庶  
近則放入使者於神三郡大神宮御鎮坐充課兵糧米追捕民烟天照太  
神鎮坐以降千百餘歲未有如此例云々

同書建仁三年十一月四日條

伊勢國三日平氏跡新補地頭等募武威停止太神宮御上分米  
之由本宮訴申之彼地者當國散在田畠也平氏雖管領地下於  
上分米者備進本宮之條所見分明之間為清定奉行守先例可  
致其辨之由今日被仰下云々

同書

伊勢太神宮領地頭等之中乃貢已下事可致精勤之由日來有  
其沙汰今日被施行之御信仰異他故也

下伊勢國神宮御領御園御厨地頭等

可早任先例辨備御上分神役并給主禰宜得分物事

右當國神領神民之中令停止狼藉有限御上分雜事并給主  
禰宜神主得分物不致對捍任先例可令辨備也若依處之異  
損泥本法之辨者雖地頭得分儘可令急用正物於神役者敢  
不可闕之故也者御園御厨住人宜承知不可緩急之狀如件

文治二年三月十日

同書

伊勢國没官領事加藤太光員隨令注進之被補地頭之處彼輩  
於太神宮御領致濫行之由自所人有其訴之間宜令停止之由  
今日被定下其狀云々

下伊勢國御領內地頭等

早可停止無道狼藉從內外宮神主等下知致沙汰事

右件於謀叛輩之所領者、任先蹤令補地頭職許之處、各致自由之濫行、或押領所、或煩神人之由、依有其聞、可先神役之由、度令下知畢、仍神宮官等擬致沙汰之處、任光員注文補地頭之輩、尚所々押領、致神領煩之由、有其訴所行之旨、甚以不當也、自今以後、從神宮之下知、可令致神忠、雖地頭、何煩神人、怠神役乎、且停止件、狼藉若於令違背者、慥注交名、可言上之狀如件、以下、

文治三年六月二十日

太平記仁木義長卷南方條

近年、此ノ人、伊勢ノ國ヲ管領シテ、在國シタリシニ、前々更ニ公家武家、手ヲ指サバル神三郡ニ打テ入リテ、太神宮ノ御領ヲ押領ス。是ニ依リテ、祭主神官等、京都ニ上リテ、公家ニ奏聞シ、武家ニ觸レ訴フ。開闢ヨリ以來、未、斯ル不思議ヤアルトテ、嚴密ノ綸旨御教書

ヲ成サレシカ共、義長曾テ承引セズ、刺我ヲ訴訟シツルガ惡シキトテ、五十鈴川ヲ堰ギテ、魚ヲ取り、神路山ニ入リテ、鷹ヲ仕フ。惡行日來ニ重疊セリ。

南方紀傳永享十一年七月條

伊勢國司滿雅卒後、寶樹院息男中將顯雅、在大河内城、少將教具

在多氣城、數代雖盡忠孝、於南帝南方威衰、國司獨難立、義教頻請和融、親之、盡懇情、招之、顯雅懷惠、歸服、京都將軍感悅、餘、停世保、伊勢守護職、立國司家、南方官加階如元、亦世保長野關一黨以下、又將軍屬國中分領相定、先神領者神三郡并諸郡中、其外武家押領之、而今度會郡山田三保、宇治六郷、多氣郡齋宮寮、飯野郡相可、庄等也、神領亦國司奉行也、是將軍關東合戰未靜、亦官方有蜂起、甚大事也、天下悉太平後、國司一家皆可誅伐、由密思企、先與領地、令和親。

氏經日記

一皇太神宮神主

注進可早預御成敗、全知行專式日神役多氣郡土羽禪師

御厨事

右件御厨者為内宮御領神宮知行無相違之處依前澤方押領不及神宮知行之間神用令關如之條神鑒難測者哉且神御忠且以道御沙汰如元被返付神宮全知行備御神饌遂行神事者可為御祈禱專一者哉仍注進如件以解

文正元年九月九日 大内人正六位上荒木田神主定治

禰宜從四位上荒木田神主氏經

禰宜從四位下荒木田神主經興

禰宜從四位下荒木田神主永量

禰宜正五位下荒木田神主守秀

禰宜正五位下荒木田神主守朝

禰宜正五位下荒木田神主守氏

氏經日記  
一廳宣

禰宜正五位下荒木田神主守則  
禰宜從五位上荒木田神主經房  
禰宜從五位上荒木田神主守隆  
禰宜從五位上荒木田神主氏綱

可早任先例停止他妨專神役勤伊勢國飯野郡深田御齒壹町事

右件田地者任去仁治三年為繼之寄進狀并永德祭主下知之責全知行專神役勤之處棚橋御被官人被成妨之條神慮難測者哉早被止違亂全徵納為莫神供懈怠之狀所宣如件以宣

應仁三年二月十五日

豊臣家朱印

禰宜荒木田神主

○以下神主九員の連署之を畧す

伊勢國多氣郡神領目錄

一貳千五百石

齋宮村中村

上野村竹川村

同度會郡内

一百四拾石

うに

合貳千六百四拾石

右令寄附之訖全可社納者也

文祿三年九月廿一日

秀吉朱印

祭主

宮司

長官

上人

兩宮

同朱印

伊勢國渡會郡内神領目錄

神主中

一拾三石

たぬ井村

一三石五斗

さうち村

一四百五拾石

野尻村

一六拾石

田之口寺村内

合五百貳拾六石五斗

右令寄附之訖全可社納者也

文祿三年九月廿一日

秀吉朱印

内宮

長官神主中

同朱印

勢州多氣郡齋宮村社領出來方玖百石之事以檢地之上令寄

附畢全可社納候也

文祿三年十二月廿八日 秀吉 朱印

内宮 神主中

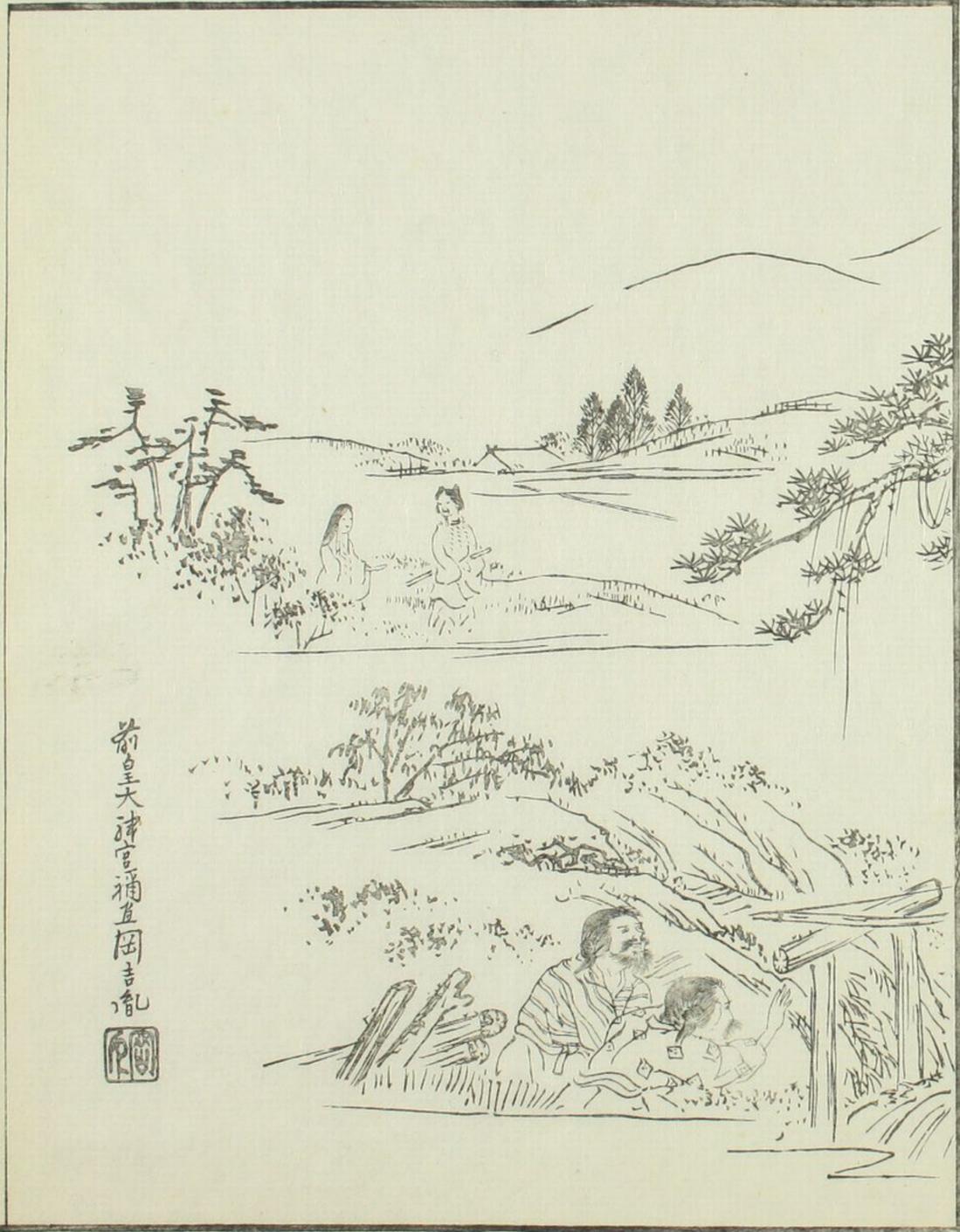
上人

○此の他、文祿三年十一月十六日の豊臣家朱印、及慶長八年九月九日の徳川家朱印あり。第二卷守護使不入地の處は載す。又、寛永十年六月十三日の徳川家朱印あり。第五卷二見郷の處は載す。

度會郡

風土記を按むるに、往古、天日別命、詔を奉り、覓國して、加利佐嶺に至らむとせらまじし時、此の邊に地主大國玉神は、途中の橋を作らしめらる。其の橋、いまだ成らざるに、天日別命至りましぬ。乃、梓弓を以て、橋となりて渡す。かくて、大國玉神、弥豆佐良姫命と共に、土橋郷岡本村に参り迎へたり。天日別命、地主の来會せるを歡びて、刀自ら度

會ひぬと云われき。因りて、此の地を、度會と稱すといへり。まゝ、古事記又は、外宮之度會とあり。皇太神宮儀式帳、太神宮本記等も、百船乎度會國と載せ、或は、渡過、度相、渡會なども書けり。大化二年、郡制を布らせらまじし時、古き稱号なるを以て、一郡の名とせらまじたり。此の郡は、東西十里十八町四十三間、南北六里二十八町十九間、面積四十八方里一分八毛、人口十一萬三千二百九十九人、戸數二萬七百四戸あり。四至の封疆、南を、渺茫たる太平洋に面せり。岨岬岸嘴の海に突き出でたるを、田曾浦、大方竈、新桑竈等とし、海濱沙灣の譽吻を包括せるを、五箇所浦、慥柄浦、赤崎竈等とす。東を、志摩國、英虞の兩郡に隣る。その間、朝熊山、伏逢坂、檜原等の諸山相連まじり。北を、二見、大湊、有瀧、大湊の海灣より、多氣郡有爾、土羽、笠本、野中の村落に接し、西を、同郡大内山、三瀬の山峽より、宮川上流の中央を限とせり。



前皇大神宮禰宜岡吉胤



天日別命梓弓の  
架橋を渡り給ふ圖

一ノ  
十八

夫所以號度會郡者畝傍、檜原、宮御宇、神日本磐余彦、天皇詔、天日別命、覓國之時、度會、賀利佐、嶺火氣發起、天日別命視之、曰、于此小佐居歟、差使遣令見、使者還來申曰、有大國玉、神賀利佐到于時、大國玉、神遣使奉迎、天日別命因令造其橋、不堪造、畢于時到、令以梓弓為橋、而度焉、爰大國玉、神資彌豆佐、良比賣命、參來迎、相土橋、鄉岡本、村、天日別命、歡地主之參會、曰、乃自尔度會焉、因以為名也、

宇治郷 和名類聚抄よ、宇遲と訓せり。

大御神の鎮り坐せる所あり。宇治を、内の義あり。山登、四方を圍み、さる内みあるを以て、かく名づけたるならむ。伊勢風土記には、宇治郷者、五十鈴川上、造作宮社、奉齋大神、是因以宇治郷為内郷也、今以宇治二字為郷名、以為名也と見えたり。朝熊楠部中村

鹿海、松下、一字田等の諸村を、此の郷に属したりき。

田部郷 和名類聚抄よ、多乃倍と訓せり。

田上、又も、田邊に作る。今に、上下田邊村あり。皇大神宮神田の所在地なるを以て、此の稱あり。太神宮本記よ、後其處幸行高水神參相支、汝國名何問給、白久、岳高田、深坂手國止、白豆田上御田進と見え、皇太神宮儀式帳よ、荒本田一町と見ゆ。荒本田を、即、田上の神田あり。又、皇太神宮建久年中行事に、於御饌料米者、為田邊御神田、作丁沙汰、以彼稻所奉春也と見えたり。蚊野、原村等々、此の郷に属したりき。

城田郷 和名類聚抄よ、木多と訓せり。

名義詳ならず。今も、城田村といふあり。神鳳抄よ、外城田、内城田の二郷を載す。古も、宮川より北を、外城田と稱し、宮川より南を、

内城田と称せしなり。勝田、矢野、山神、津不良、宮古等ハ、外城田ノ  
属シ、久具、川口、田間、當津、鮫川等モ、内城田ニ属シたりき。

湯田郷 和名類聚抄ニ、由多と訓ぜり。

名義詳ならず。今も湯田村あり。是其の本邑あり。太神宮諸雜事  
記延暦十六年丁丑八月三日の官符ニ、移立離宮院於度會郡湯  
田郷と見え、また光明寺所藏永仁六年十二月の文書ニ、度會郡  
湯田郷宇羽西村と見えたり。佐田、上地、粟野、小社、小俣等の諸村  
モ、此の郷ニ属シたりき。

伊蘇郷 和名類聚抄ニ、以曾と訓ぜり。

伊蘇モ、磯なり。宮川の下流ニて、海濱に近き所ありを以て名づ  
けたりとぞ。今ハ、磯村あり。太神宮本記ニ、玉掇伊蘇國と見え、光  
明寺所藏寛喜四年三月の文書に、伊蘇郷石部、延元三年十一月

の文書ニ、伊蘇郷内村と見え、野依、有瀧、村松、西條、檜原等の  
諸村モ、此の郷ニ属シたりき。

高向郷 和名類聚抄ニ、高田とせるハ、誤あり。

神鳳抄ニ、度會郡高向郷とあり。今も宮川の東ニ、高向村あり。此の  
郷の本邑あり。或ハ云ふ。高倉山ニ向へるを以て、かく名づけたり。但、  
長屋、小林、王中島、新開、上條、大湊等の諸村ハ、此の郷ニ属シたりき。

箕曲郷 和名類聚抄ニ、美乃和と訓ぜり。

美乃和モ、水曲ニて、箕ハ、假字あり。勢田川の下流、屈曲して流る。  
故ニ、その沿岸の諸村を、かく名づけたりとぞ。神鳳抄ニ、度會郡  
箕曲郷と見え、又、光明寺所藏元徳二年四月の文書に、度會郡箕  
曲郷河邊村と見えたり。

沼水郷 和名類聚抄ニ、奴木と訓ぜり。

豊受大神の鎮り坐せる所あり。古宮川の支流、山田の平原を繞  
り、池沼叢樹の、其れ間も錯落せるを以て、かく名づけたるを  
止由氣大神宮儀式帳、延喜式等に、沼木郷山田原と見え、神鳳抄  
も、度會郡沼木郷、光明寺所藏安貞二年正月の文書に、度會郡  
沼木郷上山幡村など見えたり。中島二俣より、宮後田中の邊に  
至るまで、此の郷も屬したりき。

繼橋郷 和名類聚鈔も、都  
木波之と訓ぜり。

伊勢國風土記よは、土橋とせり。度會郡の所  
後、之を、繼橋と改む。  
光明寺所藏天福二年正月の文書に、繼橋郷大河原村とあり。皇  
太神宮儀式帳奥書、山宮神事祝詞、神名祕書、釋尊寺沙汰文等に就  
きて考ふるに、南を、前山より、宮崎岡、本岩淵、吹上の邊まで、此の  
郷に屬せりなり。

二見郷 和名類聚鈔も、布  
多美と訓ぜり。

太神宮本記も、二見濱御船坐于時、大若子命仁、國名何問給、白久、  
速雨二見國止、白支とあり。皇大神御遷幸の以前に、既く、二見  
の稱ありなり。さるに、世記講述抄、元長參詣記よも、皇大神尾  
張國中島宮よ、伊勢國桑名野代官へ遷幸し給ふ時、海面より  
瞻望し給ひ志地あるを、今又、再見給ふが故に、二見と名づけし  
よし見えたり。是速雨故、速雨と誤寫せる本よりての説なる  
べし。參宮案内記頭書も、速雨も、二見と云をむ發言なりと見え  
たり。又、出雲風土記に、波夜佐雨久多美乃山と記せらるも、同例な  
るべし。今一色庄村、西村、三津山、山田原、溝口、江村等の諸村も、此の  
郷も屬したりき。

伊介郷 和名類聚鈔も、  
伊氣と訓ぜり。

松下村の東なり。太神宮本記に、浦名乎伊氣浦号支とあり。海面  
を池水の如く、風波穏なるを以て、倭姫命のかく名づけさせ給  
ひしなり。此の郷西を、宇治郷と接し、東を、志摩國荅志郡と堺せ  
る。

驛家郷

在地、詳ならず。多氣郡竹川村の邊より、度會郡湯田郷離宮院に  
至るまでの間、驛舎の立ち並べる地を唱へしなりむ。

陽田郷

和名類聚鈔に、此  
奈多と訓ぜり。

今、小川谷、日向村あり。これ、此の郷の本邑あり。火打石、駒箇野、  
和比野、一瀬等の諸村を、此の郷に属したりき。

多氣郡

大御神御遷幸の途次、佐々牟延の行宮に坐し、まゝ時、倭姫命、國の

名を問ふせ給ひしむ、竹首吉比古、五百枝刺竹田國と答へ奉りき。  
因りて、一郡の名とせらまじりとぞ。されむ、いと古き稱号なり。姓氏  
録に、竹田臣、大彥命男、武津川別命後也と見え、續日本紀に、多氣宿禰  
弟女など見ゆ。和名抄には、多氣小竹の字訓を付けたり。されど、後  
は、氣の字を濁りて、多藝とも書けり。此の郡、幅員東西十三里、南北十  
一里、面積二十九方里、戸數七千二百九十一戸、人口四万三千六百五  
十人あり。四至の封疆、東北を、被川を、境として、飯野郡に隣り、一部を、  
内海と臨み、東より、南小延きて、度會郡と接す。南に、紀伊の牟婁郡、大  
和の吉野郡の山壑に連り、西は、飯高郡の峯嶺に堺す。世に、以て名高  
き大杉谷、比靈木、大臺原、千尋瀧、飛瀧、大瀧等の諸勝を、盡、此の郡域に  
属せり。

皇太神宮儀武帳

多氣佐々牟延宮坐、彼時竹首吉比古乎、汝國名何問賜、時、白

久、百張蘇我乃國五百枝刺竹田之國止白支、

大神宮本記

然度坐時仁、阿佐加多、多氣連等祖宇加乃日子之子吉志

比女次吉志比古二人參相支、汝國名何問賜白久百張蘇我乃

續日本紀

國五百枝刺竹田之國止白支、

天平寶字五年六月己卯、中從五位上熊野直廣濱、多氣宿禰

同書

弟女、多可連淨日並進一階、

神護景雲元年四月癸巳、中伊勢國多氣郡人外正七位下取

磯部忍國、獻錢百萬絹五百疋稻一万束、授外正五位下、

相可鄉、和名類聚鈔云、阿布加と訓ぜり。

名義詳ならず、延喜齋宮式云、相鹿上社、相鹿中社、相鹿社と見え、

近長谷寺所藏天曆七年二月の文書に、畠多氣郡十六條五相可

里とありて、今も、櫛田川の上流に、相可村あり。是其の本邑あり。

此の村より西に當る、三匹田、四匹田、佐伯中、井内林、鋤形、牧津

留等の、飯野、飯高二郡に堺を有する諸村も、本郷に属したりき。

因云ふ、宮川の西岸に、相鹿瀬村あり。こゑを、往古、倭姫命御

巡行の舊跡よて、相可郷とは異なり。混同すべからず。

有爾郷、和名類聚鈔云、宇尔と訓ぜり。

皇太神宮儀式帳云、土師器、作物忌無位麻績、春子、父無位麻績部

倭人と見え、神宮雜例集云、天平瓮造進事、御器長兼下有尔村、刀

禰取、貞元解と見えたり。有爾は大埴の畧訓かりといふ。此の所

の埴土を取りて、皇大神宮の由貴比御饌を供する土器を造り

奉りしより、郷名とはなからずあり。中村、上野、策村等の諸村、此の

郷に属したりき。

多氣郷、和名類聚鈔云、多介と訓ぜり。

名義郡名の所は出せり。神宮雜例集は、齋宮寮、在多氣郡竹郷と見ゆ。又、延喜式神名帳は、竹、大與杼社、竹、佐々夫江神社あり。されむ、齋宮より大淀村の邊まで、此の郷は属せしむるべし。

麻績郷

和名類聚鈔は、宇美と訓せり。

大御神の御衣を織り奉る麻績連の家居せる所あるを以て、かく名づけたり。神鳳抄は、多氣郡麻績郷と見え、三代實録は下麻績中麻績など見えたり。今に、中海村あり。此の郷は本邑あり。光明寺所藏元亨元年の文書は、五条、二麻績里あり。藤波氏所藏兵部少輔為宗の書状は、多氣郡麻績郷、内中麻績、住人追殘狼藉之事とあり。志貴田屋の邊は、此の郷は属せしむるなり。

三宅郷

和名類聚鈔は、美也介と訓せり。

在地、詳ならず。或は云ふ、三宅は、屯倉の地にして、郡司の居住せ

志所なりと、

流田郷

和名類聚鈔は、奈加禮多と訓せり。

神宮雜例集は、神服機殿

在多氣郡流田郷服村

と見えたり。服村も、今の大

垣内村なり。神鳳抄にも、多氣郡流田郷とあり。然るを、飯野郡清

水村は、流田神社、及流田上神社のあるによりて、五鈴遺響は、

流田は、長田の轉色るまで、長田郷清水村の邊を、後世流田と稱

せしめ、記せるは、誤なり。

櫛田郷

和名類聚鈔は、久之多と訓せり。

元々、竹田と云ひしを、倭姫命の故事より、櫛田と改めたりとぞ。

下櫛田の條は載する太神宮本記は見えたり。此の地は、飯野郡の中央にあり。さるを、

倭名類聚抄神鳳抄共は、本郡に属せり。これ、竹首吉比古の裔孫

代々、郡領は任じ、此に本居せるを以て、新は、飯野郡を置きし時、

此の郷も、猶多氣郡に隸せしめたるべし。或も云ふ。多氣郡兄國を、飯野郡に付けしめて、其の代なりや。漕代郷の有らざりし前までも、安樂豊原等より、被川の邊まで、此の郷も屬したりき。

飯野郡

太神宮本記云、飯野高宮、四年奉齋と見え、機殿儀式帳云、纏向珠城朝廷、倭姫皇女、仕奉大神齋奉飯野之高宮とも見ゆ。大御神御遷幸の以前より、既に飯野の稱ありしあり。天智天皇の三年、多氣郡の内なる四郷を割き、始めて、此の郡を置られし時、屯倉を、飯野高宮村に建て、其の跡を、直に郡名せられたり。かくて、一たびは、公郡とみれりしと。後、舊の如く、神領も復さきたる。詳しくは、神郡沿革の所に出せり。和名抄云、伊比乃と訓せり。此の郡、幅員も、東西二里六町二十間、南北一里三十町四十二間、面積二方里九八四、戸數二千八百九十六戸、人口一萬六千七百二十六人あり。封疆、東南は、櫛

田川の上流、被川を以て、多氣郡に堺し、東も、同郡大垣内、乙部、東黒田の諸村に隣り、西も、飯高郡廣瀬、山室、上川、大津、東岸、江、大口の諸村に接し、北も、勢海に瀕す。此の郡も、國內、最小の郡にして、山川、北名勝あり。然れども、櫛田川、中心を貫けるを以て、米穀、木材等の運輸、頗便なり。

皇太神宮儀式帳

近江、大津、朝廷、天命、開別、天皇、御代、尔、以、甲子、年、小乙、中久、米、勝

麻呂、仁、多氣、郡、四箇、郷、申、割、立、飯野、高宮、村、屯倉、立、評督、領、仕

奉、支、即、為、公、郡、之、

續日本紀

天平勝寶四年冬十月辛巳、伊勢國飯野郡、人飯麻呂等十七人

賜、秦、部、姓、

神宮雜例集

司符飯野郡司

可、早、任、先、例、進、上、太神宮御遷宮料、天、平、賀、造、進、穴、祭、物、事、

鋏一口 鋤一口 鎌一柄 木綿一斤 木柴垣四町  
麻一斤 用紙一束 鐵二廷 清酒五升 醴一斗 散供  
米一斗 綾六尺 絹一疋 信濃布一端 調絹一疋  
錦一切 白布一端 燒木卅駄 役專當一人

右件祭物等、任先例、早可進上之狀、下符如件、宜承知、不可遺失、以符、

大司大中臣朝臣 花押

權大司大中臣朝臣

少司大中臣

仁安四年四月日

乳熊郷 和名類聚鈔又知久末と訓ぜり。

今を轉じて、中万とせり。神鳳抄よ、飯野郡中萬郷、七十二と見え、  
丁七段

近長谷寺所藏天曆七年の文書に、中万郷、宮守村と見えたり。今の中万村は、即本邑あり。射和、御麻生園、庄村、阿波曾、蛸路等の諸村も、此の郷に属したりき。

兄國郷 和名類聚鈔よ、江久末と訓ぜり。

舊も、伊呂上、伊呂止と稱せしを、後に、兄國、弟國と改めたりと云へり。其の兄國は、即本邑あり。此の地、櫛田川の東よありて、固よ、已多氣郡の内あり。然るを、神鳳抄よ、飯野郡、兄國郷とあり。和名抄よも、飯野郡の下小出せり。又、貞治七年二月、宮田前大官司忠緒朝臣の紛失日記に、飯野郡、大領兄國、宿禰の署名あり。されば、郡領本居の地を、其の郡小付属せしめたること、櫛田と同例なるべし。朝長弟國、河田等の諸村は、此の郷に属したりき。

黒田郷 和名類聚鈔に訓ふる。

今の西黒部の邊なり。神鳳抄も、飯野郡黒田郷段六十丁一と見え、  
宮田前大官司の紛失日記も、林壹所飯野郡西黒部字北庭と見  
えたり。宮田松名瀬等ハ、此の郷に属したるべき。

長田郷和名類聚鈔よも、  
奈加多と訓ぜり。

神鳳抄も、飯野郡長田郷四十六丁  
五段卅歩と見え、機殿儀式帳に、機殿立  
長田郷と見え、紛失日記も、飯野郡長田郷三條、四火所里、また、澤  
氏所藏、延徳二年九月の古圖に、飯野郡六條、一塚里、同條、二長田  
里と見えたり。長田朝田音訓、ともみ相似たるを以て、後世、轉ド  
て、朝田と書けり。和名抄に、奈加多と訓ぜりは、誤あるべし。立利  
管生清水等の諸村は、此の郷に属したりき。

漕代郷和名類聚鈔よ、古  
以之呂と訓ぜり。

和名抄よも、渭代郷ありて、井手郷なく、神鳳抄よも、井手郷あり

て、渭代郷なし。和名抄よ、古以之呂と注せしより、後世、漕代と書  
けり。されむ、漕代も、渭代の誤りて、るでと訓ずべき。舊は、櫛田  
郷よて、竹田里の内なりきとぞ。神宮雜例集に、麻績機殿在、同郷  
井手郷  
あり。光明寺所藏、仁治三年十一月の文書よ、飯野郡四條、四高  
橋里廿五坪井手郷加  
知買田と載せしり。法田高木早馬瀬、目田横地、井  
口保津等の諸村も、此の郷に属したりき。

神戸郷和名類聚鈔  
よ、訓ふし。

在地、詳ならず。神鳳抄よも、其の目を載せず。

松坂町三重縣下の  
一都會ありて、東西京  
より、大神宮よ參詣する國道なり。

飯高郡の東北端に位し、南も、四五百森の岡陵よ倚り、北も、一里に  
して、勢海の要津を控けり。街衢、井然として、十八小分、戸數、二千  
五百六十戸、人口、壹萬三千二百餘あり。百貨の運輸、五都の交通、頗

便あるを以ちて、巨商豪族、權を連ね、商業、殊に殷盛なり。近年、祝融の災、罹り、全境、殆、焦土、成り、志より、市廛の構造、いまだ、舊觀に復せず。此の地、舊、北畠國司の治下に属せり。元龜元年、其の臣、潮田長助、始めて、四百森、城を築く。天正十六年、蒲生氏郷、本郡、松島まつかしま細頸城ほそくびより、此、小移りし時、社寺の樹木を伐採し、大に、工事を興し、城郭の規模を、壮大に志、名を、松坂と改稱せり。市街の整理したるも、此、此時よりの事なるべし。同十八年、氏郷の、奥州若松城に轉せり。後、八、服部一忠、此所領を歸し、文祿四年より、吉田重勝、之を領せり。元和五年に至り、終に、徳川頼宣の封土となる。それより、このかた、維新迄、紀州藩より、代々、城宰を置きて、民政を執らしめたり。即、六萬石の城下なり。此の書、下樋しもい小河をがわ 今、愛宕川を以ちて、神域の限とせらるにより、之より以西に属せる名勝舊蹟も、總べて省きたり。

